

市町におけるデータ活用の検討・情報システム標準化の調査分析支援事業 企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

デジタル社会形成基本法で定める「デジタル社会の重点計画（令和4年6月7日閣議決定）」においても、地方を支えるデータ連携基盤としてデータ連携基盤の整備が挙げられている。本県においても、このデータ連携基盤（データ活用基盤）の構築に取り組むこととしており、令和4年度に構築、令和5年度から実証実験を予定している。このような中、県データの単独利用だけでなく、市町等とのデータ連携を行い、分析していくことで、より大きな効果が期待される。本業務は、上記を踏まえたうえで、本県と県内市町がデータ活用についての理解を深めるとともに、その利活用方法について検討することを目的とする。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律・政令により、標準化対象事務として定められた自治体情報システムについては、標準化システムへの移行が義務付けられている。市町においては国・ベンダ等からの情報収集、庁内の体制づくり、具体的な進め方等について課題を抱え、どのように取り組むことが効率的か、検討しながら進めている状況にある。本業務は、情報システムの標準化に向け、他自治体の事例の情報収集支援と、その結果の調査・分析を実施することで、県内市町に有用な情報提供を行うことを目的とする。

2 委託業務の内容（詳細は別紙仕様書のとおり）

（1）委託業務名

市町におけるデータ活用の検討・情報システム標準化の調査分析支援事業

（2）委託期間 契約締結日から令和5年3月31日までとする

（3）業務内容 別紙「市町におけるデータ活用の検討・情報システム標準化の調査分析支援事業業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

8,008,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

（1）参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

（2）最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの参加意思表示

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請書を提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 上記アの添付書類 1部

(2) 提出期限

令和4年7月14日（木）17時

(3) 提出場所

三重県津市広明町13番地

三重県デジタル社会推進局 デジタル改革推進課

提出方法

上記提出先に持参又は郵送にて提出すること。ただし、押印を省略した場合は、電子メールにより提出することも可とする。

なお、郵送もしくは電子メールにより提出する場合は、提出期限までに電話で「20 連絡先」に受理の確認をすること。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で「20 連絡先」に持参する日時の連絡を行うこと。

(4) 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

提出された上記5（1）等により、資格審査を行います。資格審査の結果は、令和4年7月21日（木）までに電子メールで通知します。

6 企画提案資料の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年7月22日（金）17時まで

(2) 提出先

「20 連絡先」

(3) 提出方法

上記提出先へ持参または郵送にて提出すること。ただし、押印を省略した場合は、電子メールでの提出も可とする。

なお、郵送で提出する場合は、提出期限までに、電話にて「20 連絡先」あて書類を受理した旨の確認を行ってください。

なお、郵送もしくは電子メールにより提出する場合は、提出期限までに電話で「20 連絡先」に受理の確認をすること。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で「20 連絡先」に持参する日時の連絡を行うこと。

7 提出を求める企画提案資料及び提出部数

6（3）の提出方法が、郵送または持参の場合は以下の部数を提出すること。ただし、電子メールの場合は、電子メールの提出のみでよい。

- (1) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部（正1部、写し7部）

- (2) 経費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部（正1部、写し7部）
※経費の内訳及び「消費税及び地方消費税抜き」で表記してください。

8 最優秀提案の選定方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、市町におけるデータ活用の検討・情報システム標準化の調査分析支援事業企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

- ・合目的性
委託業務の趣旨を理解し、具体的な提案となっているか。
- ・企画性①
業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、実現可能な提案内容となっているか。
- ・企画性②
業務目的を達成するために、効果的・効率的な提案内容になっているか。
- ・業務遂行能力
業務の実施体制は十分か。業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。業務スケジュールは適切か。
- ・経済性
業務の実施について十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。また、県、市町への業務負担が少ない提案となっているか。

9 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- (1) 日時 令和4年7月27日（水）を予定
- (2) 場所 津市内
- (3) 形態 原則 Web 会議システムにより行う

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書面審査を行い、優秀提案者を5者程度選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

提案者が多数の場合の書類審査の結果及びプレゼンテーションの実施日時、場所等については、提案したすべての者に、令和4年7月25日（月）までに電子メールで連絡する。

プレゼンテーションにおける説明は、6で提出のあった企画提案資料により行うものとする。

なお、提出済みの企画提案書と Web 会議システムで画面共有する資料について、内容の差異や追加記述は認めない。もし内容差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案書の内容により審査・選考を行う。

また、プレゼンテーションを行った者は本委託業務に従事することとする。

プレゼンテーションを実施しない場合は、提案したすべての者に、プレゼンテーションを実施しないことを電子メールで連絡する。

10 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

本件に関する質問（企画提案の手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の企画提案及び契約に関する一切の事項）がある場合は、次のとおり文書により行ってください。

（１） 質問の受付期限

公告の翌日から令和４年７月１１日（月） １７時まで（必着）

（２） 質問の方法

電子メールにより提出（様式自由、ただし規格は A4 版）

※質問を送信したときは、必ず電話にて「２０ 連絡先」あてに着信の確認をしてください。

（３） 質問の提出先

「２０ 連絡先」

（４） 質問に対する回答

受付した質問に対する回答は、質問者あてに電子メールにより行うとともに、令和４年７月１３日（水）までに、原則、三重県ホームページに掲載します。

なお、質問提出の有無に関わらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページをご確認ください。

（５） その他

本件の条項その他に関し疑義がある場合は、「２０ 連絡先」に説明を求め、十分ご承知おきください。企画提案コンペ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

１ １ 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

１ ２ 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者にあつては、上記 １ １ の通知を受けた後に、以下の書類を各 １ 部ずつ提出していただきます。

（１） 提出書類

① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その ３ 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去 ６ ヶ月以内に発行したもの）の写し。

② 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 ６ ヶ月以内に発行したもの）の写し。

※「納税証明書（その ３ 未納税額のない証明用）」及び「納税確認書」にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、「申立書」を提出してください。

（２） 提出期限

別途通知します。

（３） 提出場所

（４） 「２０ 連絡先」

（５） 提出方法

郵送または持参または電子メール

１ ３ 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (4) 契約は、三重県デジタル社会推進局デジタル改革推進課において行います。

1 4 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1 5 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

1 6 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1 7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1 8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停

止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

19 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する経費は、提案者が負担するものとします
- (2) 成果物の著作権は業務仕様書に記載のとおりとします。
- (3) 提出のあった企画提案資料は返還しません。
- (4) 報告書の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (5) 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはありません。
- (6) 企画提案書等提出された書類は、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）に基づき、情報公開の対象文書となります
- (7) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (8) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 当該企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、本参加仕様書等に基づき適正な企画提案を行わなければなりません。
- (10) 契約の相手方となった場合には、業務仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません
- (11) 契約締結権者は、三重県会計規則（以下、「規則」という）第 80 条第 1 項各号及び第 2 項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- (12) 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第 81 条に基づき、同条第 1 項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- (13) 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第 82 条に基づき、違約金を徴収します。
- (14) その他仕様書に記載がない事項については、規則の定めるところによります。
規則については下記の URL からご参照ください。
https://en3-jg.d1-law.com/mie-ken/d1w_reiki/reiki.html
（「三重県法規集データベース」内「五十音検索」内「か」よりお選びください）
- (15) その他必要な事項は、規則に規定するところによります

20 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県デジタル社会推進局デジタル改革推進課市町連携班 川瀬、村田

TEL : 059-224-2200 E-mail : ctrenkei@pref.mie.lg.jp